

亀寿の郷 もぐもぐ倶楽部
(緩和基準通所型サービス) 重要事項説明書

1 事業所の概要

サービス

事業所名	社会福祉法人 葉月会 亀寿の郷 もぐもぐ倶楽部	
所在地 及び電話番号	藤枝市岡部町内谷 1 3 3 4 - 4 0 5 4 - 6 5 9 - 3 9 4 8 0 5 4 - 6 6 7 - 5 0 0 0	
提供可能サービス及び 介護保険事業所番号	緩和基準通所型サービス事業	2 2 7 5 2 0 0 0 2 6 号
管理者	サービス種類	氏 名
	緩和基準通所型サービス事業	牧田 展治
サービス提供地域	緩和基準通所型サービス事業	藤枝市

2 事業所の職員体制

職 種	人 員
管 理 者	1 名(兼務)
介 護 職 員	1 名以上(兼務)

2025 年 4 月 1 日現在

3 事業所の営業日程及び営業時間

- (1) 営 業 日：月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：8時30分から17時30分までとする。
- (3) サービス提供時間：9時10分から16時30分までとする。

4 サービスの内容

通所型サービスの内容は、機能訓練、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認、その他日常生活上の世話又は送迎とし、通所型サービスの提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- (1) 通所型サービスの提供にあたっては、利用者の介護予防に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえ、日常生活を営むに必要な支援を行うために、必要に応じて個別計画を作成する。
- (2) 通所型サービスの提供にあたっては、利用者とのコミュニケーションを図り、又はその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切に働きかけるものとする。

5 利用料金

当事業者が緩和基準通所型サービスの提供に際し、利用者が負担する利用料金は藤枝市が定める額となり、原則として利用者の負担割合に応じた額です。

(1)利用料

区分	利用時間	利用回数	単位	利用料	利用者負担額【1割】	利用者負担額【2割】	利用者負担額【3割】
事業対象者 要支援1 要支援2 (週1回程度)	5時間 以上	1回 程度	1,438	14,581円	1,458円	2,916円	4,374円
要支援2 (週2回程度)	5時間 以上	2回 程度	2,876	29,162円	2,916円	5,832円	8,748円

※藤枝市及び焼津市では地域区分が（7級地）であるため、単位数に10.14円を乗じた利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額が自己負担となります。

(2)その他料金について

- 昼食、おやつ代 770円/1日
- レクリエーション活動材料費等 実費
- その他日用品費
- 内に印の付いている費用につきましては、必要時にはお知らせし、介護保険ご利用料金と共に引き落としをさせていただきます。

(3)キャンセル料

利用当日、9：30までにお休みの連絡がない場合、昼食代金770円のキャンセル料が発生します。

6 利用者負担金

利用料金については利用月翌月の毎月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に、ご指定の金融機関の口座より口座振替等させていただきます。

7 緊急時の対応

サービス実施中に、利用者の心身の症状に急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに家族又はあらかじめ指定された医療機関へ連絡や搬送等必要な措置を講じます。

8 相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談員：川村敦子・大石哲之

受付時間：8：30～17：30

電話番号：054-667-5001

FAX番号：054-667-2229

※下表の機関にも苦情を申し立てることができます。

連絡先	所在地	電話番号
静岡県福祉サービス運営適正化委員会	静岡市葵区駿府町1-70	054-254-5248
静岡県国民健康保険団体連合会苦情受付窓口	静岡市葵区春日2丁目4-34	054-253-5590
藤枝市健康福祉部地域包括ケア推進課	藤枝市岡下山1丁目11-1	054-643-3225
焼津市健康福祉部介護保険課	焼津市本町5丁目6-1	054-626-1159
静岡市保健福祉長寿局福祉部介護保険課	静岡市葵区追手町5-1	054-221-1088
遠藤 宣之（第三者委員）		054-668-0753
仲野 みつ代（第三者委員）		054-628-3018

9 その他

(1)非常災害対策

非常災害に備え、具体的な計画を策定し、地域住民にもご参加いただき日頃より避難救助訓練、研修を行っていきます。

(2)虐待防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の設置等の必要な措置を講じます。

(3)感染症の予防、発生時の対応

感染症が発生、まん延しないよう委員会の開催、指針を整備、研修および訓練の実施等、必要な措置を講じます。

(4)ハラスメント対策

当事業所は雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。

(5)業務継続計画

業務継続計画（BCP）の策定、感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的開催するなどの措置を講じます。

(6)利用者代理人

利用者は、代理人を選任して契約を締結させることができ、また契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

10 説明の確認欄

令和 年 月 日

サービスの契約にあたり本書面において重要事項の説明をおこないました。

(事業所) 藤枝市岡部町内谷 1 3 3 4 - 4
法人名 社会福祉法人 葉月会
管理者 牧田 展治
説明者

サービス契約にあたり本書面において重要事項の説明を受け、同意しました。

(ご利用者さま)

(住 所)

(氏 名)

(代理人さま)

(住 所)

(氏 名)

緊急時の対応確認書

緩和基準通所型サービスのサービス提供中に体調が急変した場合は、速やかに主治医等に連絡します。

主治医	氏名			
	連絡先		電話	
緊急連絡先	氏名			
	連絡先		電話	

令和 年 月 日

利用者氏名 _____

利用者とのご関係 ()

確認者氏名 _____